

国際関連情報 Report from IASB

【公開草案】持分法：その他の純資産変動に対する持分—IAS 第 28 号の修正案—

IASB 客員研究員 さかぐち かずひろ
坂口 和宏

国際会計基準審議会（IASB）は 2012 年 11 月 22 日に公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分—IAS 第 28 号の修正案—」を公表した。本論点は、2011 年 3 月に IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）に提出された。その後、解釈指針委員会にて数回の議論を経て、2012 年 6 月と 7 月に IASB にて審議され、公開草案の公表に至った。

筆者は IASB スタッフとして 2012 年 6 月より本論点に関与している。2012 年 6 月と 7 月の IASB での議論については過去の号で詳細を記載したが（本誌第 38 号参照）、公開草案の公表にあたり改めて論点を総括したいと思う。

なお、文中にわたる意見の部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

論 点

- IAS 第 28 号の 3 項では、持分法を、当初取得原価で認識した投資を、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正する会計処理であると定義している。つまり、投資先の「全ての」純資産の変動に対する持分を投資者が認識することが示されて

いる。

- 一方で、10 項では、投資先の純損益に対する持分は投資者の純損益で、投資先のその他の包括利益に対する持分は投資者のその他の包括利益で認識することとなっている。
- 結果として、投資先のその他の純資産の変動（株式報酬取引による資本への影響など）を投資者がどのように、かつそもそも認識すべきなのかが不明確となっている。

議論の経緯

- 2011 年 5 月：解釈指針委員会で議論、論点が広すぎるとして IASB での検討を依頼
- 2011 年 9 月：IASB が、短期的な解決策を検討するよう解釈指針委員会へ依頼
- 2012 年 1 月：解釈指針委員会が 2 つの原則に合意：
 - 1) 投資者の投資先に対する持分が、直接か間接かに関わらず減少する場合、投資者はその影響を純損益で認識する
 - 2) 投資者の投資先に対する持分が、直接か間接かに関わらず増加する場合、投資者はその影響を取得原価で認識する
- 2012 年 3 月：解釈指針委員会が以下を IASB へ提案することを決定：

- 1) 1月に合意した原則に従ってIAS第28号を修正する
 - 2) しかし、コールオプション取引（株式報酬取引含む）についてはその修正に含めない
- 2012年6月：IASBは以下を理由に解釈指針委員会の提案に反対：
 - 1) 実務で生じる可能性のあるその他の純資産変動の種類を網羅していない（コールオプション取引が提案の範囲に含まれていない）
 - 2) 投資者持分の増加と減少の会計処理が非対称で複雑である
 - 2012年7月：IASBメンバー15名のうち14名が「投資先のその他の純資産の変動について投資者の資本で認識する」というスタッフ提案に賛成、公開草案を公表することを決定
 - 2012年11月：公開草案の公表

IASBの考え

IASBが「投資先のその他の純資産の変動について投資者の資本で認識する」ことを決定した主な理由は以下のとおりである。

- 投資先の資本取引に対する投資者の持分を純損益に含めると、投資先の業績について誤解を招くおそれがある。例えば、投資先が第三者に追加の株式を現金で発行した場合、投資先は受け取った現金及び対応する資本を計上するが、この取引は収益及び費用の認識を伴うものではなく、投資先の業績を表さない。
 - その他の純資産の変動を純損益に認識すると、取引の適正な表示とならない場合がある。例えば、株式報酬取引については、関連会社の取引の「借方」部分が、関連会社の利益に対する投資者の持分に既に含まれている。この取引の「貸方」部分に対する投資者
- の持分も利益に含めてしまうと、投資者の純損益に対する影響がゼロとなってしまう、取引を適切に反映しない。
- 一部のIASB理事は、持分法の適用は、持分法会計は一行連結であるという考えと合致するものであり、投資先の資本取引に対する投資者の持分を純損益に含めると、この考えと整合しなくなると指摘した。また、それらのIASB理事は、IAS第28号の26項で、持分法の適用について適切な手続の多くは、IFRS第10号「連結財務諸表」で記述している連結手続に類似したものであると述べていることにも留意した。
 - IAS第28号は、投資先の純損益に対する持分は投資者の純損益で、投資先のその他の包括利益に対する持分は投資者のその他の包括利益で認識することを要求している。純損益でもその他の包括利益でもない取引から生じる投資先のその他の純資産変動は、投資先の資本取引であり、そうした変動は投資者の資本に認識することが適切である。
 - 投資先はIFRS第10号の付録Aで定義している企業集団（group）の一員ではなく、投資先のその他の純資産変動は、IAS第1号「財務諸表の表示」において資本の中で表示される所有者取引からは除外される。しかし、従前のIAS第28号（2007年の改訂前）はこれらの種類の変動を投資者の資本に認識するよう要求していた。実務の多様性に対処するための短期的な解決策として、従前の要求事項に回帰することが最も合理的かつ迅速なアプローチである。

公開草案における修正案のポイント

公開草案でIASBが提案する主な内容は以下のとおりである。

- 投資先の純資産の変動のうち、純損益又はその他の包括利益及び受け取った分配以外のものは、投資者の資本に認識しなければならない。
- こうした変動の例としては、投資先の株式資本の増減（例えば、投資先が第三者に追加の株式を発行した場合や第三者から株式を買い戻した場合）や、投資先の資本のその他の内訳項目の増減（例えば、投資先が持分決済型の株式に基づく報酬取引を会計処理する場合）から生じるものがある。
- 持分法の使用を中止する場合、投資者は過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えるなければならない。

設例（公開草案より）※CUは通貨単位

【前提条件】

- 投資者が、投資先に対して 30% の持分を有し、重要な影響力を有している。
- 投資先が第三者に追加の株式を現金で発行した結果、投資者の持分比率は 30% から 25% に低下する一方、投資先の純資産が CU1,000^(※) から CU 1,500 に増加する。
- 投資者は投資先に対する重要な影響力を維持している。

【会計処理】

- 投資先の既存の純資産に対する投資者の持分は、CU50 ($CU1,000 \times 30\% - CU1,000 \times 25\%$) 希薄化する。他方、投資先の純資産に対する投資者の持分は、投資先が追加の資金を調達したことにより、CU125 ($CU500 \times 25\%$) 増加する。
- 言い換えれば、投資先の純資産に対する投資者の持分は、CU300 ($CU1,000 \times 30\%$) から CU375 ($CU1,500 \times 25\%$) に増加する。
- したがって、投資者は、投資の増加 CU75 を計上するとともに、株主資本の増加 CU75 を計上する。

- 投資者が資本に認識した金額の開示について、新たな開示要求は追加しない。これは、

資本の内訳項目に重要性がある場合には区分して調整表を開示することを IAS 第 1 号の 106 項が既に要求しており、今回の提案によって認識される資本がその開示の一部を構成するためである。

- 企業は、今回の IAS 第 28 号の修正を遡及適用しなければならない（適用開始年度は別途定める）。早期適用は認められる。初度適用については、企業結合に対する遡及適用の免除規定（IFRS 第 1 号 C5 項）が IFRS 移行時点における関連会社・共同支配企業への投資にも適用されるため、IFRS 第 1 号の修正は行わない。

なお、過去の会議で使用した資料、公開草案、デュープロセス文書などについては、以下の IASB プロジェクトページより入手可能である。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/equity-accounting/Pages/Share-of-Other-Net-Asset-Changes.aspx>

鶯地理事の反対意見

鶯地理事は本公開草案の公表に反対した。その主な理由は以下のとおりである。

1. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」との不整合
 - 2007 年に行われた IAS 第 1 号の改訂により、資本におけるすべての所有者変動は持分変動計算書の中で表示される。本公開草案の提案では、所有者との取引を所有者以外との取引と一緒にすることになり、IAS 第 1 号の改訂の目的に反している。
2. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」との不整合
 - 親会社が子会社に対する支配を喪失する場合に、従来の支配持分に帰属する支配の喪失に

関連した損益を認識するという IFRS 第 10 号の要求と整合しない。

- 例えば、子会社に対する投資者の持分が、当該子会社のその他の純資産変動の結果として 30% に下落した場合には、投資者はその影響を純損益に認識しなければならない。しかし、取引が 2 段階で行われ、第 1 段階は支配の喪失のみで、第 2 段階が 30% への所有の減少である場合、各段階の会計処理がこの提案においては異なってしまう。

3. 資本の性質の変容

- 投資先の資本取引が投資者の資本に認識される。例えば、関連会社の関連会社が行った資本取引（あるいは、さらに遠くの取引でも）が、投資者自身の資本取引であるかのように、投資者の連結財務諸表に認識されることになる。
- 持分法を中止する際に資本の累計額を純損益に「リサイクル」することを要求するという今回の提案によって、資本をその他の包括利益と同様に扱うことになってしまう。

4. 持分法と一行連結

- その他の純資産変動による持分の変動は投資の取得又は処分に類似しているが、持分法は投資の取得又は処分の局面で一行連結を表すものではない。したがって、投資先の資本取引により生じた純資産の変動は、投資者の連結財務諸表にそのまま反映すべきではない。
- 株式報酬取引について認識する影響をゼロとすることは、むしろ取引の適切な反映である。投資者の視点からは、株式報酬取引は投資の価値に何ら経済的影響がない。
- 投資先の資本取引を純損益に認識することは、それを資本に認識する場合よりも適切な情報を提供することになる。例えば、投資先が資本の増加に成功した場合、投資の価値は

増加するからである（その逆も同様）。

鶯地理事は、本公開草案の提案が実務の多様性に対処するための短期的解決策を目指したものであることは認識しているが、そのような解決策が本当に必要であれば、上記の理由に基づきその他の純資産変動に対する持分は資本ではなく投資者の純損益に認識すべきであると主張している。

コメント募集

本公開草案について、IASB は 2013 年 3 月 22 日までコメントを募集している。本原稿執筆時点において、IASB は 2013 年 7 月～9 月に最終基準化することを予定している。

その他

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が、本公開草案について、その他の純資産変動をどのように認識すべきなのかに関してメンバー間で 3 つの見解があるとして、IASB に対するドラフト・コメントレターを公開している。以下、参考までに当該ウェブサイトと 3 つの見解についてご紹介する。

<http://www.efrag.org/Front/n1-1081/EFRAG-Draft-Comment-Letter-on-the-IASB-s-Exposure-Draft-ED-2012-3-Equity-Method--Share-of-Net-Asset-Changes.aspx>

☐ **見解 1**：その他の純資産変動は資本に認識し、投資者が持分法の使用を中止する際に純損益に振り替えるという IASB の提案に同意する。

☐ **見解 2**：投資者は、投資先の純資産の変動のうち、純損益・その他の包括利益・分配の受取りから生じるものだけを認識すべきであ

る。この見解においては振り替え処理は不要となる。

- 見解 3**：投資者は、投資先に対する持分の実際の処分及び取得と同じ方法で、投資者の所有持分の間接的な減少及び増加となる投資先のその他の純資産変動を会計処理すべきである。この見解においては振り替え処理は不要となる。

所 感

今回の論点は、解釈指針委員会と IASB の間を何度も往復するという紆余曲折を経て、ようやく公開草案に至ったものである。その狭間に立たされたスタッフとして、解釈指針委員会と IASB のスタンスの違いを強く感じる事ができた。

解釈指針委員会は現行実務に沿った会計処理

を嗜好することが多いと筆者は感じており（あくまで私見）、2012 年 3 月に IASB へ提案した内容も、基準が不明確な中で実務において比較的多く採用されている考え方に近いと考えている。その一方で、IASB は何が最も適切な情報提供となるか、また、何が最も効果的な解決方法であるかをより重視しているように思える。一方のアプローチが適切で他方はそうではないということではなく、今回のような両者を行ったり来たりする論点においてスタンスの違いが明確に現れると感じたということである。

本原稿執筆時点（2013 年 1 月末）から本公開草案のコメント締め切りまでは 2 か月弱の期間が残っている。しかし、既に、本公開草案の提案内容に反対するという声が筆者のもとに続々と届いてきている。今後もさらなる紆余曲折が予想されるが、このような興味深い論点を担当できていることに感謝しつつ、最終基準化へ向けて鋭意努力したい。